



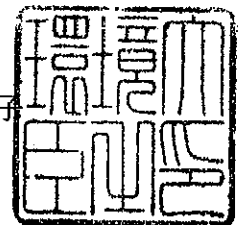
環水土発第041220001号

平成16年12月20日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

環境大臣 小 池 百合子



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第2号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき環境大臣が定める、同法第3条第1項第5号に該当するかどうかの基準（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号。以下「告示」という。）第2号）における土壤中半減期のクライテリアを、「1年」から「180日」に改めること。
- 2 告示第2号における土壤中半減期を算出するために用いる試験法を、「ほ場試験及び容器内試験」から「ほ場試験」のみに改めること。

